

桑名市立小中学校における遠隔学習支援システム導入等業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

桑名市立小中学校における遠隔学習支援システム導入等業務委託

2. 事業目的

本事業の目的は、桑名市立小中学校において、情報通信技術（ICT）を活用した新たな教育環境を整備することにより、児童生徒の「情報活用能力」の向上を目指すものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

※但し、6. 業務の概要（提案を求める必須事項）（1）機器の調達①高画質遠隔支援システム搭載スマートグラスの調達（2セット）については、令和 6 年 3 月 31 日までに納品を完了すること。

4. 予算限度額

8,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることを留意し、見積金額は、予算限度額を超えてはならない。

5. 積算

高画質オンライン会議システム、高画質スマートグラス、各種 3D コンテンツ、導入研修、導入サポート員、使用機材、通信環境、サポート時の交通費といった業務実施に必要な費用を全て含む。

6. 業務の概要（提案を求める必須事項）

（1）機器の調達

①高画質遠隔支援システム搭載スマートグラスの調達（2セット）

※眼鏡型のカメラで、インターネット回線を通じて、動画が伝送できるもの

（2）教育コンテンツの提案

①上記 1 ①で調達したスマートグラスを活用したコンテンツの作製

※小学校 3～6 年生、中学校の社会科の授業等を中心に活用できる内容を想定

（3）3D モデルの作成

市内公共施設を立体・可視化した3Dモデルの作成

※空間把握能力の育成等を想定

(4) 導入サポート、保守等

①導入時の研修会の実施 回数、内容など

②トラブル発生時の対応（電話対応、サポートスタッフ派遣）

③ソフトウェアや回線使用料など① 高画質遠隔支援システム搭載スマートグラスの
納入（別紙仕様を満たすもの）

数量：2セット

7. 支払条件

業務完了報告提出後、請求日から30日以内。ただし、見積書に記載した調達機器相当額については、納品完了後、請求日から30日以内に別途支払う。

8. 納品先

桑名市教育委員会事務局 学校支援課 教育指導係

〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地

電話：0594-24-1240 Mail：gkyoikum@city.kuwana.lg.jp

9. 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任は全て受託者の責任とする。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取り消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

新型コロナウイルス等各種感染症拡大の状況により、人の往来が困難な状況が発生し

た場合は、市及び受託者双方の協議の上で、仕様書記載の「6 委託業務の内容」について変更や修正することが可能である。

11. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入により履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

12. その他

(1) 受託者は、本業務の履行に当たって個人情報を取り扱う場合、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

(2) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、市に対しては速やかに報告すること。

(3) 受託者は、業務の詳細について本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(4) 本仕様と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技法又はアイデア等があるときは、委託者に対して積極的に提案すること。

(5) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め市が認めた場合はこの限りではない。

(6) 受託者（再委託又は再々委託により受託した者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはな

らない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 事業に関する制作物の二次利用については、協議により使用可能とする。

(8) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、双方協議により業務を進めるものとする。

(9) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。